2.2　工作物の景観形成基準

【景観法第8条第2項第2号関係】

項　目	景観形成基準	ゾーン※1		
		湾	緑	重
配置・高さ・規模	①主要な箇所（海岸や船、道路や河川、公園・広場など）からの海や島、山並みの眺望を妨げない位置とすることが望ましい。	○	○	○
	②丘陵地を背景にする地域においては、山並みの稜線を保全することが望ましい。	○	○	○
	③道路等の公共空間に接する部分は、歩行者等への圧迫感を軽減することが望ましい。	○	○	○
	④高さは、機能上やむを得ない場合を除き、低層に抑えることが望ましい。	○	○	○
形態意匠	①形態意匠は周辺の景観との調和に努めることが望ましい。	○	○	○
	②建築物の外装材は、周辺景観と調和させることが望ましい。また、地域で多く利用されている素材や親しまれている素材がある場合は、それらを活用することが望ましい。	○	○	○
色彩	①色彩は、周辺の景観との調和させることが望ましい。 ※ただし、歴史的な工作物の色彩については、この限りではない。	○	○	○
緑化等	①在来種を主とした、敷地内の緑化を行うことが望ましい。	○	○	○
	②敷地の接道部分は、木塀または樹木や生垣による緑化を行うことが望ましい。	○	○	○

※1　「湾」は松島湾景域、「緑」は緑の景域、「重」は景観重点地区を示す。

2.3　開発行為の景観形成基準

【景観法第8条第2項第2号関係】

項　目	景観形成基準	ゾーン		
		湾	緑	重
配置・規模・形態意匠	①できる限り現況の地形を活かし、長大な法面又は擁壁の設置を避けることが望ましい。	○	○	○
緑化等	①法面はできる限り緩やかな勾配にするとともに、周辺の植生と調和した緑化にすることが望ましい。	○	○	○
	②敷地内の樹木は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすことが望ましい。	○	○	○

2.4　土砂の採取・水面の埋立て等の景観形成基準

【景観法第8条第2項第2号関係】

項　目	景観形成基準	ゾーン		
		湾	緑	重
土砂類の採取				
方法	①土砂類の採取や土地の変更、木材の伐採は、最小限のものとし、地域の景観を著しく改変しないことが望ましい。	○	○	○
	②採取や変更、伐採後の地貌が、地域の景観と著しく不調和にならないようにすることが望ましい。	○	○	○
遮へい	①堆積する物件は、できる限り道路や公園等の公共の場所から見えないように、植栽や塀等による遮へいを行うことが望ましい。	○	○	○
	②遮へいする場合は、周辺の景観との調和させることが望ましい。	○	○	○
緑化	①採取や変更、伐採後は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ることが望ましい。	○	○	○
水面の埋立て				
	①水面の埋立てに伴い形成される護岸については、水辺の眺望の連続性を乱さないよう、表面の仕上げに配慮することが望ましい。	○	－	○
	②法面が生じる場合は、樹木等で緑化し、水辺や背景の緑と調和させることが望ましい。	○	－	○